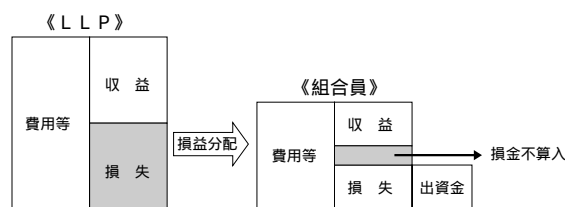


平成17年12月



(注1) 有限責任事業組合契約を締結している法人組合員の組合事業による組合損失額は、その法人の組合事業による組合損金額が、その組合事業による組合益金額を超える場合のその超える部分の金額とされています。

(注2) 有限責任事業組合の法人組合員に係る調整出資金額は民法組合等の法人組合員の損金算入規制措置における調整出資金額と同様です。

調整出資金額 = 出資金額 + その組合員に配分された利益の額 - その組合員に交付された金額

(2) 組合損失超過合計額の損金算入

確定申告書等を提出する法人の各事業年度において組合事業による組合利益額（組合事業による組合益金額がその組合事業による組合損金額を超える場合のその超える部分の金額）が計上される場合で、その法人が前事業年度以前から繰り越された組合損失超過合計額（租税特別措置法第67条の13第3項（注3））を有する場合には、その組合利益額を限度として組合損失超過合計額を損金算入することとしています（租税特別措置法第67条の13第2項、租税特別措置法施行令第39条の32第5項）。

なお、組合損失超過合計額のうち有限責任事業組合契約に係る事業の終了や組合員たる

地位の承継等の事由によりその有限責任事業組合契約の組合員でなくなる時までに損金算入されていない部分の金額（組合損失超過額のうち申告要件を充足しなかったことにより損金算入の対象とならなかった金額を含みます）は、それらの事由が生じたときに損金算入することになります（租税特別措置法施行令第39条の32第4項）。

(注3) 組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の直前の事業年度以前の各事業年度における組合損失超過額のうち、当該組合損失超過額につき損金不算入の適用を受けた事業年度から前事業年度まで連続して確定申告書の提出をしている場合における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額をいいます。

(3) 適用関係

この特例は、有限責任事業組合契約に関する法律の施行の日（平成17年8月1日）から施行されています。

税理士のための 有限責任事業組合制度と税務

平成17年8月1日「有限責任事業組合に関する法律」が施行され、株式会社と民法上の組合の長所をあわせ持つ「有限責任事業組合」という新たな事業体が導入されました。

特徴は、出資範囲での有限責任、出資額の比率とは関係ない損益・権限の分配と会社のような機関設計がなく組合員間の話し合いによる柔軟な組織運営、設立も株式会社と比べ容易で費用も少額であり、専門人材の集合体、ジョイントベンチャー、中小企業連携などで活用しやすい事業体です。

この新しい事業体の有限責任事業組合に関して「概要」「活用」「法務」「税務」と項目別にQ & Aの形で取りまとめました。

今後の会員各位の業務の参考にしていただければ幸いです。

東京税理士会
企業法制対策特別委員会

1. 有限責任事業組合の概要

(1) 有限責任事業組合制度創設の経緯

Q1 有限責任事業組合という制度が創設されたそうですが、いつどのようにして、作られたのですか。

A 有限責任事業組合は、株式会社や有限会社などと並ぶ新たな事業体です。

平成17年、構成員全員が無限責任の民法組合の特例として、今般、「有限責任事業組合契約に関する法律」によって制度化されました（平成17年4月27日成立、同年5月6日公布、同年8月1日施行）。事業体として有限責任事業組合には3つの特徴があります。

構成員全員が有限責任であること。

損益や権限の分配が自由に決めることができるなど内部自治が徹底した組織となっていること。

税務上は、構成員課税となること。

こうした有限責任、内部自治、構成員課税の3つの効果によって、大企業同士、大企業と中小企業、産学連携、専門人材同士などの様々な共同事業が促されると見込まれています。

Q2 有限責任事業組合の内部組織はどのようにすればいいのですか。

A 有限責任事業組合では、組織の内部ルールが、法律によって外部から詳細に定められるのではなく、出資者（組合員）同士の合意により決定できることとされています。特に重要なことは、損益の分配が自由に決められるということと、取締役などの会社機関が強制されず内部組織が柔軟である、ということ

す。

柔軟な損益や権限の分配

株式会社では、株主平等の原則のもと、原則として出資比率に応じた損益の分配や議決権の分配が強制されるのに対し、有限責任事業組合では、出資者の間の損益や権限の分配は、出資比率に拘束されることなく、出資者の労務や知的財産、ノウハウの提供などを反映して、出資比率と異なる分配を行うことができます。

内部組織の柔軟性

株式会社においては、株主が経営者を監視するものとして取締役や取締役会、監査役などの制度が設けられているのに対し、有限責任事業組合では、運営組織を出資者の間で柔軟に決めることができ、取締役会や監査役など会社機関の設置は強制されません。

(2) 「合同会社」などほかの組織類型との違い

Q3 民法の「組合」とどう違うのでしょうか。

A 民法上の組合も内部組織は構成員の組合契約で自由に決めることができます。この点は有限責任事業組合も同じです。民法組合と有限責任事業組合との大きな違いは、民法組合の構成員である組合員は無限責任であるのに対し、有限責任事業組合では、構成員全員が有限責任であり、そのため組合の活動によって法的責任が生じても出資の範囲に限られることです。

構成員が有限責任であるということは、ときに第三者に不測の損害を負わせることにも

置法施行令第18条の3第2項、租税特別措置法施行規則第9条の6第1項）。

その年に終了する計算期間終了の時までの出資の価額の合計額

その年の前年に終了する計算期間までの総収入金額等の合計額から必要経費等の合計額を控除した金額

その年に終了する計算期間終了の時までの分配額の合計額

（注1）個人が複数の有限責任事業組合契約を締結している場合のこの規制措置の適用については、組合事業による事業所得等の損失額及び調整出資金額は、各組合契約に係る組合事業ごとに計算する（租税特別措置法施行令第18条の3第4項）。

（注2）有限責任事業組合では、組合員全員の有限責任制が確保されていることから、組合員に帰属する組合損失は、出資の価額が上限となる。このため、税法においても組合員の組合事業による損失に対する規制も調整出資金額の範囲内とされている。

（4）共同事業要件を満たさない場合の取り扱い

有限責任事業組合の特徴である共同事業性要件を満たさない有限責任事業組合契約は無効となり、その場合の有限責任事業組合は民法上の任意組合として取扱われます。その結果、いわゆる特定組合員に該当する場合は、平成18年以後の各年において、組合事業において生じた不動産所得の損失はないものとみなされます。

（5）組合員所得に関する計算書の提出

有限責任事業組合は、各組合員に生ずる利益の額及び損失の額について、「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」を有限責任事業組合の計算期間の終了の日の属する年の翌年1月31日までに、税務署長に提出することとされています（所得税法第227条の2）。

（6）適用関係

この特例は、有限責任事業組合契約に関する法律の施行の日（平成17年8月1日）から施行されています。

有限責任事業組合事業に係る法人組合員の所得計算の特例

Q42 有限責任事業組合事業における法人組合員の損金不算入措置についてその仕組みを教えてください。

A （1）組合損失の損金不算入

有限責任事業組合契約を締結している法人組合員の組合事業による組合損失額（注1）が当該法人のその組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定める所定の金額（以下、「調整出資金額」（注2）という）を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額（組合損失超過額）は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています（租税特別措置法第67条の13第1項、租税特別措置法施行令第39条の32第1項）。

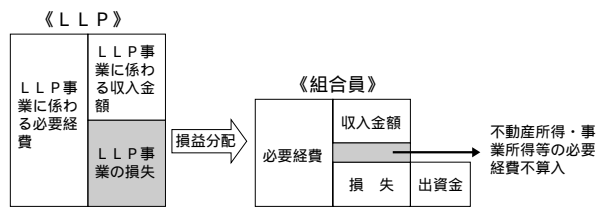
(2) 運営時

有限責任事業組合事業に係る個人組合員の所得計算の特例

Q41 有限責任事業組合事業における個人組合員の課税所得の計算についてその仕組みを教えてください。

A (1) 有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例

有限責任事業組合契約を締結している組合員である個人が、各年において当該組合契約に基づいて営まれる事業(以下「組合事業」という)から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得を有する場合において、当該組合事業によるこれらの所得の損失の金額として政令で定める金額(下記2)の「組合事業による不動産所得、事業所得又は山林所得の損失の金額の計算」により計算した金額)があるときは、当該損失の金額のうち当該組合事業にかかる当該個人の出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(下記3)の「調整出資金額の計算」により計算した金額(以下「調整出資金額」という)を超える部分の金額に相当する金額は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないこととされています(租税特別措置法第27条の2第1項)。



(2) 組合事業による不動産所得、事業所得又は山林所得の損失の金額の計算

組合事業による不動産所得、事業所得又は山林所得の損失の金額とは、組合契約を締結している組合員である個人のその年分における組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が当該組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得にかかる必要経費に算入すべき金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額(以下「組合事業による事業所得等の損失額」という)とされています(租税特別措置法施行令第18条の3第1項)。

(3) 調整出資金額の計算

有限責任事業組合においては、組合員全員の有限責任制に伴い、有限責任事業組合法上「組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負う」と規定されており、会計上組合員が計上する組合損失は出資の価額を上限とされていることから税法上も組合員の組合事業による事業所得等の損失額を調整出資金額の範囲内に限ることとされました。

この調整出資金額とは有限責任事業組合の計算期間の終了の日の属する年における当該組合契約を締結している組合員である個人の当該有限責任事業組合の組合事業に係る次の及びに掲げる金額の合計額からに掲げる金額を控除した金額(当該控除した金額が零を下回る場合には零)とされています(租税特別措置法第27条の2第1項、租税特別措

なりかねません。そのため、取引上の第三者を保護するため、登記が必要とされ、出資は財産出資に限られるものとされています。

Q4 有限責任事業組合は「株式会社」と何が違うのでしょうか。事業を始めるに際してどちらの方がいいのですか。

A 株式会社ではその構成員である株主は有限責任とされ、債務など株式会社の活動によって生じた法的責任も出資の範囲に限られています。人が集まって一定の事業活動を行うということ、それによって生じた法的責任のリスクが当初の出資の範囲に限定されるということでは、有限責任事業組合も株式会社も同じです。

株式会社では、構成員である株主の地位は「株式」という単位に均一に細分化され、抽象化されています。そこで広く資本を集める事業に適しています。しかしこのように構成員(株主)の地位が抽象化されているので、所有と経営が分離されていることを前提としています。そのため法制度として、組織の運営についてさまざまな規制を設けています。取締役会や監査役、会計監査人、さらに新しい会社法で創設される会計参与などの会社の機関制度はすべて株主に代わって事業の運営に当たる者を管理監督するための制度です。

株式会社では、株主を広く求めることを予定しているため、運営に当たる者を管理監督する制度が詳細に用意されています。新しい会社法では、定款自治が広く認められ、機関設計の選択の幅が広がりましたが、やはり規制があります。

有限責任事業組合は、事業者が集まって事業を展開するための組織であり、組合の構成員自身、事業者であり、組合の事業の一部を担うことになります。組合では所有と経営が分離することが予定されないため、運営組織の構成について法的規制は必要でなく、構成員の自由に任されています。

また、株式会社では株式として構成員の地位が均一に細分化されているため、損益の配分も株式に応じて均等なものとされ、株式平等が原則です。一方、有限責任事業組合では、構成員の地位も抽象化されていないから、損益の配分を均等にする必要はなく、構成員の合意で決めることができることとなります。

日本ではこれまで、会社制度のほかに社会的に確立した事業体制度が少なかったため、その事業にはふさわしくないとされるような場合にも、株式会社制度が用いられる傾向がありました。しかし株式会社組織は、本来、広く資本を集める事業を予定した組織であり、不特定多数に出資を求める必要があるビジネスモデルに適しているものです。

事業に必要な資金が、共同で事業を展開しようとする者の手でまかなえるようなビジネスモデルであれば、運営等に自由の幅が広い有限責任事業組合が適していると言えるのではないのでしょうか。

(3)「有限責任」と「無限責任」

Q5 有限責任といいますが、具体的にどういうことですか。

A 近代法では義務と責任を分けて理解しま

す。義務とは法的にしなければいけない、してはいけないということで、権利者は義務の履行を請求することができます。しかし物権的なものに対する権利はともかく、人の行為を要求する権利義務では、義務を負うものを拘束して強制的に義務内容を実現することはできませんから、最終的には財産的に償うこととなります。この財産的な救済のもとになるのが責任であり、責任とは責任財産を意味します。

有限責任とは、責任財産の範囲を限定することです。有限責任事業組合の場合には、組合の活動で生じた義務に関しては、出資として出された組合財産に限定するという事です。金融取引では責任の範囲を個々の取引で投資対象であるビルとその賃料に限定するようなことも行われますが、有限責任事業組合では、責任財産の範囲をあらかじめ包括的に限定しておくという制度です。

Q6 組合なのに「有限責任」というのはおかしくないですか。モラルハザードを引き起こさないのでしょうか。

A 法人は法人格があり権利能力が認められているので、構成員とは別の存在としてそれ自体の責任財産を持つことができますが、組合はそれ自体が法人格を持つ独立した存在ではないので、構成員である組合員が組合の債務につき責任を負うのが原則です。しかし資本主義の自由競争市場のもとでは契約自由の原則が働くので、責任は組合の財産に限られるという有限責任事業組合であることを知って契約関係に入ることも自由なはずで

有限責任事業組合で事業を展開する者は、壊滅的な損失を被るというリスクを逃れることになるでしょうが、そうした有限責任事業組合と契約関係に入る者は、最悪の場合、責任財産に限られるというリスクのもとに契約を結ぶこととなります。こうしたことは金利などの契約上の条件に反映されることになるでしょう。

適正な自由競争市場が成立するためには、取引に入る者が対等の情報を持っている必要があります。責任財産の問題では会計に関する情報が適正に開示されている必要があるでしょう。

Q7 有限責任であると、こうした組合と取り引きすることも心配です。債権者保護の制度が用意されているのでしょうか。

A 有限責任事業組合では、設立時に貸借対照表を作成し、毎事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、及びその附属明細書の作成が義務づけられています。

これらの財務諸表については、株式会社のような公告義務はありませんが、組合の主たる事務所に備え置き、債権者からの求めに応じて開示することとなっています。

2. 有限責任事業組合の活用

Q8 この有限責任事業組合は、どのような職種が活用するのでしょうか。どんな業務に適しているのですか。

A この事業体は日本ではまったく新しいものです。諸外国の例を参考にすると次のような活用が考えられます。

業組合に係る組合員所得に関する計算書」及び合計表を有限責任事業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

Q37 有限責任事業組合事業に係る消費税の納税義務はどうなりますか。

A 消費税法基本通達1-3-1において、共同事業（人格のない社団等又は匿名組合が行う事業を除く）に属する資産の譲渡等又は課税仕入れ等については、当該共同事業の構成員が、当該共同事業の持分の割合又は利益の分配割合に対応する部分につき、それぞれ資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行ったことになるとされており、有限責任事業組合の各組合員がそれぞれ納税義務者となります。

Q38 税務上、有限責任事業組合事業に係る各組合員の損益の計上時期はどうか教えてください。

A 任意組合から受ける利益等の帰属の時期についての通達（所得税基本通達36・37共-19及び法人税基本通達14-1-1）の取扱いと同様になると考えられます。すなわち、有限責任事業組合の事業年度終了の日の属する年（個人組合員）又は事業年度（法人組合員）に、有限責任事業組合のその事業年度の各組合員別の貸借対照表及び損益計算書を受入れることとなります。消費税における課税売上及び課税仕入の認識も所得税又は法人税にあわせた取扱いをすることとなります。

Q39 組合員の損益配分の割合に関して出資

の割合でない定めをする場合には、どのような手続が必要ですか。

A 有限責任事業組合の損益の分配は出資の価額に応じて計算するのが原則ですが、(1)又は(2)の手続をすることにより分配の割合を変更することができます。但し、有限責任事業組合法施行規則第36条第4項において出資の割合と異なる損益配分の割合の合理性を明らかにすることが求められていることに注意する必要があります。

(1) 組合契約書において次の事項を記載し、組合員の全員が署名又は記名押印する。

組合員の出資の割合

組合員の損益配分の割合及びその理由

組合契約の効力発生日後に損益配分の割合を定めた場合には、その適用開始の日

(2) 有限責任事業組合法施行規則様式第一の「組合員の損益配分の割合に関する書面」を作成し、組合員の全員が署名又は記名押印する。

Q40 有限責任事業組合の損益の分配には何か制限がありますか。

A 有限責任事業組合法施行規則第37条によると、分配可能額は、分配日における純資産額から300万円（組合員による出資の総額が300万円に満たない場合には、組合員による出資の総額）を控除する方法により算定することとされています。各組合員の所得税又は法人税の所得計算においては、このような内部留保される金額も含めて課税所得を認識します。

申請件数 1 件につき 2 万円
登記の抹消
申請件数 1 件につき 2 万円

Q33 現物出資はできますか。

A 有限責任事業組合では、現金だけではなく、貸借対照表に計上可能な現物資産(動産、不動産、有価証券等)の出資ができます。有限責任事業組合法施行規則第 8 条によると、受入れた現物資産の貸借対照表の計上額は、その資産の市場価格(市場価格がない場合には、一般に合理的と認められる評価慣行により算定された価額)を付すこととなります。但し、市場価格がなく一般に合理的と認められる評価慣行も確立されていない資産については、出資の価額として、その資産を出資する者の直前におけるその資産の適正な帳簿価額又は会計帳簿上その資産が存在することを示す備忘価格を付すものとされています。

Q34 有限責任事業組合事業に対しては構成員課税(パススルー課税)となったそうですが、その概要を説明してください。

A 構成員課税とは、組織(組合)段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組みです。構成員課税の効果としては、有限責任事業組合の事業で利益がでたときには、有限責任事業組合段階で法人税課税は課されず、出資者への利益分配に直接課税されることとなります。また、有限責任事業組合の事業で損失がでたときには、出資の価額を基礎として定められる一定額の範囲内で、出資者の他の所得と損益通算することができます。

Q35 有限責任事業組合の設立登記が終わりましたが、有限責任事業組合が税務署に何か届出しなければなりませんか。

A 有限責任事業組合それ自体は、普通法人又は法人税法別表 3 の組合等には該当せず法人税の課税対象とならないので「法人設立届出書」を提出する必要はありませんが、従業員に給与等を支払う場合や非居住者・外国法人である組合員に有限責任事業組合事業の利益の分配をする場合には有限責任事業組合が源泉徴収義務者となりますので「給与支払事務所等の開設届出書」の提出は必要になると考えられます。また、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」及び「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」も必要に応じて提出することとなります。

Q36 有限責任事業組合の事業年度が終了しましたが、手続はどうしたらよいでしょうか。

A 有限責任事業組合法第 31 条第 2 項の規定により、事業年度終了の日から 2 月以内に、有限責任事業組合法施行規則及び商法施行規則の定めに基づいたその事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を有限責任事業組合全体及び組合員別に作成する必要があります。また、分配があった時には、分配金の価額及び組合員別内訳を記載した書類を作成しなくてはなりません。そして、この会計帳簿を作成した組合員は事業年度終了の日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、所得税法別表第 7 (2) の「有限責任事

業同士が連携して行う共同研究開発・共同生産・共同物流・共同販売など。ベンチャービジネスや中小企業と大企業の連携。

異業種企業同士の共同事業。

産学の連携。
ソフトウェア開発、デザイン、経営コンサルタントなどの専門分野の人材が行う共同事業など。

Q9 資格が必要な士業に就いている者が有限責任事業組合を設立し活用できますか。例えば、税理士法人の代わりに、税理士仲間が数人集まって、有限責任事業組合を作ることができますか。

A 国際的にはいわゆる士業といわれる専門職においても有限責任の事業体の活用が進んでいます。しかし、わが国では、これらの事業体には基本的に無限責任が求められ弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの法人は、その根拠法に基づき、構成員全員が無限責任を負う合名会社型の法人(弁護士法人、監査法人、税理士法人等)を営むものとされています。税理士法では税理士業務を行うことができる者は、税理士及び税理士法人に限定されていますので、有限責任事業組合で税理士業務を行うことはできません。

なお、所轄省庁と関係業界の間で、将来的な課題として検討が進んでいます。

Q10 現在、日本にいる日系ブラジル人が集まって、サッカーのユニホームやグッズの販売、ブラジル料理とブラジルの音楽

の店を作ろうと考えています。日系ですが日本国籍がない者だけでこの有限責任事業組合を創設することができますか。設立後はどうでしょうか。

A 有限責任事業組合では、最低 1 人又は 1 社以上の居住者又は内国法人が出資しなければなりません。したがって、彼らのうち 1 人が居住者であれば設立は可能です。設立後は全員が業務執行に参加が義務づけられています。

また、出資者のなかに非居住者又は外国法人が居る場合、これらの者に対する利益分配には 20% の源泉所得税が課されています。

Q11 当社はコンピューターソフト会社です。いつまでも下請け受注では発展が見込めません。技術には自信があり独自の開発をしたいのですが、営業販売には経験がありません。こうした面で提携を申し出してくれる会社があるのですが、利益を販売会社に大きくとられるようだと独自開発の意義が少なくなると心配ですが...

A 大企業が販売を担当し、御社が開発・製作を担当する有限責任事業組合を設立することが考えられます。有限責任事業組合では、損益分配は出資比率と異なることが可能です。このように柔軟な分配をする場合、総組合員の同意により、分配の理由を付記した分配の割合を定めた書面を作成し適切に保存しなければなりません。

3 . 有限責任事業組合の法務

(1) 設立

Q12 設立手続はどのようにするのですか。

A 有限責任事業組合を設立し事業を行うには次の手続が必要となります。

組合員が、有限責任事業組合契約を締結する。

契約に記載した出資金を全額払い込む（現物出資の場合はその全部の給付をする）。

事務所の所在地を管轄する法務局で組合契約の登記をする（契約の内容はQ15参考）。

会社と異なり、公証人の認証手続は必要ありません。

Q13 設立には、どのくらいの費用と時間がかかるのでしょうか。

A 設立に際して、有限責任事業組合契約の登記の登録免許税6万円と登記審査等におおむね10日間程度の期間が必要となります。

Q14 医療法人でも組合員になれますか。有限責任事業組合自体が、他の事業組合の組合員になれますか。

A 有限責任事業組合は、個人又は法人が営利目的の共同事業を営むための組織であり、個人又は法人であれば特に要件を限定していません。医療法人も法人格があるのですから有限責任事業組合の組合員になれます。しかし、有限責任事業組合自体は法人格がありませんので、他の有限責任事業組合の組合員にはなれません。

なお、法人が組合員になる場合には、当該

法人の職務を行うべき者を定める必要があります。

Q15 有限責任事業組合を始めるに当たって、決めておかなければならないことは何ですか。組合契約に書くことは何なのでしょう。

A 有限責任事業組合契約は、有限責任事業組合の運営の基盤となることを定めます。組合員は、有限責任事業組合法で定められた事項（絶対的記載事項）や組合員が任意で定める事項（任意的記載事項）等を契約書に記載し、全員が署名又は記名押印します。

有限責任事業組合契約の絶対的記載事項は次の8項目です。

組合の事業

組合の名称

組合の事務所の所在地

組合員の氏名又は名称（法人の場合）及び住所

組合契約の効力が発生する年月日

組合の存続期間

組合員の出資の目的とその価額

組合の事業年度（ただし、事業年度の期間は1年を超えることはできません）

Q16 出資金額に最低額はあるのですか。現物出資はできますか。労務出資はできないのですか。

A 組合員は出資する必要がありますが、その最低金額について制約はありません。出資は、1円以上から可能です。有限責任事業組合は組合員2人以上ですから、必要とされる

A 有限責任事業組合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って会計帳簿を作成しなくてはなりません。

会計帳簿には、各組合員が履行した出資の価額を記載し、次に事業の取引を記載しなければなりません。

設立時に貸借対照表を作成し、毎事業年度ごとに貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を作成しなければなりません。これらの財務諸表を主たる事務所に備え置き、債権者からの求めに応じて開示しなければなりません。

有限責任事業組合には、財務諸表の決算公告の義務はありません。

税務申告については、有限責任事業組合としてはする必要はありませんが、計算期間の終了する日が属する月の翌年1月末までに各組合員の所得に関する計算書を税務署に提出しなければなりません（所得税法第227条の2、所得税法施行規則第96条の2）。

(4) 構成員への還元

Q31 出資の額は少ないのですが、組合員となった大学の研究者に厚く報いたいと思っています。出資の額に対応しない基準で利益を分配することができますか。また利益の分配と損失の分配に差を設けることもできますか。

A 有限責任事業組合は内部自治が広く認められており、柔軟な組織構造をもっています。

組合員の能力、貢献度等に応じて、出資額に対応しない基準で利益を分配する旨を総組合員の同意をもって定めることができます。

このことが組合の事業がよりよい成果を挙げ原動力になるものと期待されています。

利益の分配の割合と損失の分配の割合に差を設けることは、民法の規定が準用されて可能です。但し、利益又は損失の一方のみについて分配の割合を定めたときは、その割合は利益及び損失に共通するものとなります。

4. 有限責任事業組合の税務・会計**(1) 設立時**

Q32 有限責任事業組合を設立するのですが、登記に課される登録免許税について教えてください。

A 有限責任事業組合の登記をする場合に課される登録免許税は次のとおりです（主たる事務所の主なもの、登録免許税法別表第1第19号の4）。

組合契約の効力の発生の登記

申請件数1件につき6万円

従たる事務所の設置の登記

申請件数1件につき6万円

主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記

申請件数1件につき3万円

組合員に関する事項の変更の登記

申請件数1件につき1万円

組合員の業務執行の停止又は業務代行者の選任の登記

申請件数1件につき3万円

から まで、及び に掲げる登記以外の登記

申請件数1件につき3万円

登記の更正の登記

す(例「甲有限責任事業組合 組合員乙」)。この場合契約の効果は当該組合員のみでなく、有限責任事業組合の全組合員に及ぶこととなります。

Q26 有限責任事業組合は、不動産を所有することができますか。自動車なども登録できますか。

A 有限責任事業組合は、組合員全員の合有財産として不動産を所有します。

有限責任事業組合は法人格がありませんので、有限責任事業組合名義で登記することはできません。組合員全員或いは一部の組合員名義で登記をし、併せて共有物分割禁止の登記をします。その際、特例として組合契約に基づく不動産であることを登記簿上に記載することができる措置がとられる予定です。

自動車、その他の動産、知的財産についても同様の扱いになるよう要望されています。

Q27 組合員個人の債権者がこの有限責任事業組合の財産を差押えてくるようなこともあるのでしょうか。

A 組合員個人の債権者が有限責任事業組合の財産を差押えることはできません。

組合財産となる前の原因により生じた権利及び組合業務に関して生じた権利に基づいて行われる場合を除いては、組合財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分、競売することはできません。

組合員個人の財産と組合財産の区別がつかないことで、組合財産が不安定にならないよう組合員は組合財産を自己の固有財産や他

の組合財産と分別して管理しなくてはなりません。

Q28 株式公開や社債の発行で資金調達ができますか。

A 有限責任事業組合は株式会社ではありませんので、株式公開や社債の発行で資金調達することはできません。

組合契約を変更して、追加出資をするか、新しく組合員を加入させるか、金融機関から融資を受ける等の方法により資金調達をしなければなりません。

なお、多額の借財をするには総組合員の同意或いは3分の2以上の同意が必要です。

Q29 建設業の許可などを受けることができますか。

A 許認可の必要な事業を有限責任事業組合で実施する際には、各法律の規定運用に応じて手続きをすることになります。

基本的な考え方としては、許認可事業に当たっては、組合として許認可を取得するのではなく、各組合員が当該許認可を取得した上で、必要に応じて許認可を有する者が集まって共同事業をする旨の手続きを行うこととなります。

建設工事に当たっては、従来のジョイントベンチャーの形ですのと大差ない形になっています。

Q30 有限責任事業組合では、どのような会計帳簿を作らなければいけないのですか。決算公告の義務はないのですか。

最低金額は2円となります。

出資は金銭に限りません。貸借対照表の計上可能な動産、不動産、有価証券等の現物資産の出資ができます。

しかし、この有限責任事業組合は有限責任なので、もし組合員全員が労務出資であれば財務上の裏付けとなる責任財産が保証されないこととなります。労務出資については債権者保護の観点から認められません。

Q17 出資は設立までに全額払い込まなければいけないのですか。

A 有限責任事業組合契約は、各組合員が締結した契約に記載した出資金を全額払い込むこと、現物出資を全部納付することで効力が発生します。そこで出資は設立までになさなければなりません。もっとも組合員の有限責任等に関する第三者への対抗力は登記の後となります。

Q18 有限責任事業組合契約の登記はどのようにするのですか。

A 有限責任事業組合契約の登記は、有限責任事業組合契約書の原本と出資の払い込みを証明する書面と各組合員の印鑑証明書等を持って、有限責任事業組合の事務所の所在地を管轄する法務局で申請します。

登記しなければならない事項

組合の事業

組合の名称

組合の事務所の所在地

組合員の氏名又は名称(法人の場合)及び住所

組合契約の効力が発生する年月日

組合の存続期間

組合員が法人の場合の職務執行者

組合契約で特に解散事由を定めた時はその事由

(2) 運営 - 内部関係

Q19 有限責任事業組合には、取締役会などないのですか。すると業務執行の意思決定はどのように行うのですか。業務執行の意思決定は、過半数の合意で進めてもいいのでしょうか。

A 有限責任事業組合には取締役会や社員総会などの機関を置く必要がありません。有限責任事業組合の業務執行の意思決定は、原則として総組合員の同意により行われます。

ただし、組合契約書において、組合員の過半数の同意でよいなど総組合員の同意を必要としない定めをすることもできます。

しかし、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財については総組合員の同意が必要です(この場合にも原則として組合の純資産額を下回る財産の処分及び譲受け、組合の純資産額を下回る借財については、組合員の3分の2以上の同意で決定することができます)。

組合員数が多く、少額の持分の組合員がいるような有限責任事業組合では、組合契約書に総組合員の同意を要しない旨の定めをしておかないと実務上業務の執行が阻害されることがあります。

なお、組合契約書に記載し、又は記録すべき事項の変更について、総組合員の同意を要しない旨を定めることができます。しかし、

組合の事業内容、名称、存続期間、構成員とその出資額、損益分配の割合を変更するときは総組合員の同意が必要です。

Q20 どうして、組合員全員が業務執行に加わらなければならないのですか。実際の業務執行はどのように行われるのでしょうか。

A 有限責任事業組合は、組合契約に基づき、組合員全員がそれぞれの個性、能力、資産等を活かしながら、連携して共同事業を行うことを意図としています。即ち、有限責任事業組合では組合の事業執行は総組合員の同意で行うことが原則であり、組合員全員の業務執行への参加が義務づけられています。出資のみを行うということは予定されていません。

組合員の業務執行について、組合契約に別段の定めをしたとしても、重要財産の処分及び譲受け、多額の借財については、総組合員の同意或いは3分の2以上の同意が必要です。

もちろん業務執行を分担することはできませんが、業務執行の全部を特定の組合員に委任することは許されません。

なお、組合員は組合の日常業務を単独で行うことができます。全員の業務執行への参加が義務づけられていることにより、結果として損失の取込だけを狙った出資を防ぐ効果があるといわれています。

Q21 当組合はすでに事業を始めたのですが、資産が不足することが判明しました。組合員から追加出資を受けたいので

すが、有限責任事業組合の契約は途中で変更することができますか。

A 組合契約を締結するには、組合員の出資の目的及びその価格を決め、組合契約書に記載しなければなりません。これを変更するためには総組合員の同意が必要となります。

組合員の追加出資が出資比率を変えることなく全員が同率で追加出資する場合も、出資比率を変えて全員或いは一部の組合員が追加出資する場合も、総組合員の同意があれば可能です。

Q22 当社は有限責任事業組合に参加しましたが、経営方針の変更から関連会社にその地位を譲りたいと思います。組合員の地位を他に譲渡することができますか。

A 有限責任事業組合は人的な結び付きによる共同事業体ですから、組合員の地位を他に譲渡することは予定されていません。譲渡についての規定はありません。しかも組合員の氏名又は名称及び住所は、組合契約書に記載しなければならず、その変更するには総組合員の同意が必要です。一方で組合員のやむを得ない場合の脱退、除名や組合員の新たな加入については可能ですので、組合員の地位を自由に譲渡することはできませんが、総組合員の同意によれば、組合員の地位を譲渡することは認められると解せます。

なお、有限責任事業組合では構成員である組合員の個性が尊重され、組合員が死亡した場合には、脱退となり必ず相続人が組合員の地位を引継ぐことはできません。

Q23 有限責任事業組合で事業を始めたのですが、株式会社に組織変更したいと思っています。可能でしょうか。

A 残念ながら有限責任事業組合から株式会社への組織変更はできません。有限責任事業組合は、民法組合の特例制度であって、組合であり法人格を持ちません。法人格のある株式会社とは全く法的性質を異にします。

有限責任事業組合で事業を開始し、その後株式会社に変更する必要が生じた場合には、有限責任事業組合を解散して、新たに株式会社を設立することになります。そのとき構成員に種々の課税関係が生じる場合もあります。

組織変更が当初から予想されている場合には、最初から株式会社等で事業を選択する方が良いと思われます。

Q24 当組合は事業目的を達成し解散することになりました。解散するにはどのような手続をするのでしょうか。

A 事業目的を成功させたときは解散することになります。組合が解散したときは清算人を選任します。清算人は組合員がなるのが原則です。総組合員の過半数をもって清算人を選任することもできます。

解散の登記と清算人の選任の登記は主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に行わなければなりません。

清算人は組合員の財産の現況を調査して、解散することになった日における財産目録と貸借対照表を作成し、清算終了のときまで保

存します。債権者に公告等を行い、債権の回収、債務の弁済をし、持分財産の分配を行い清算事務が終了したら清算終了の登記を行い、組合は消滅します。

なお、有限責任事業組合は次の事由によって解散します。

目的たる事業の成功又はその成功の不能
組合員が一人になったこと（2週間以内に新たに組合員が加入した場合は除く）
組合員に居住者又は内国法人がいなくなったこと（2週間以内に新たに居住者又は内国法人が加入した場合は除く）
存続期間の満了
総組合員の同意
組合契約書において前各号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

(3) 運営 - 外部関係

Q25 事務所を借りようと思っています。有限責任事業組合が第三者と契約を結ぶにはどのようにするのですか。

A 有限責任事業組合は、事務所の賃貸借契約をすることができます。

有限責任事業組合は法人格はありませんが、定められた名称、事業内容、組合員の氏名等を登記し、出資金の全額払込、組合財産の分配、財務諸表の作成備付け等の規定が整備され、法的主体性が認知されています。

有限責任事業組合は法人格がありませんので、有限責任事業組合自体で契約することはできません。第三者と契約をするときは組合員の肩書き付き名義で契約することとなりま